

「施工プロセス」のチェックリスト

(工事現場における施工体制の把握要領 別紙-2)

※1:濃い赤色の文字は、上田市で一部加工した部分
※2:薄黒色で着色した部分は、上田市では対象外となる確認項目

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受注者名
4. 契 約 額

担当部課名等	
工事担当課長	
工事担当係長	
監 督 員	

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や
是正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。
- ④ 「確認項目」内↓の番号は「市建設工事(土木)工事関係書類一覧表」のNo.と同じ

考査項目別	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中				完成時	
1	I 施工体制一般	12 ○工程表	・契約締結の5日以内に、工程表が提出された。(契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		約款第3条 (仕) 共通編1-1-1-5
		15 ○コリンズへの登録※工事請負代金額が500万円以上	・事前に監督員等の確認を受け、契約後等の10日以内に登録機関に申請した。 (着手時、変更時、竣工時、訂正時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-7 「登録のための確認のお願い」により確認
		17 ○品質証明 ※品質証明対象工事(仕)1-1-1-28に該当しない場合は削除	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後) ・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査前までに) ・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		登録日 年 月 日 年 月 日 完了日 年 月 日
		29、30、31 ○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内※に提出した。(契約後、増額変更後) ※電子申請の場合は40日以内 ・建設業退職金共済証の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜) ※電子申請の場合完成時 ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度) ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度) ・建退共未加入の下請負人について、中小企業退職金共済制度等への加入が証明書類により確認できる。 【現場備付の書類を確認】	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		請負代金額800万円以上の工事が該当する。 建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(令和3年3月30日付国不入企第40号) 建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(令和3年3月30日付国不入企第40号)
		10 ○請負代金内訳書	・契約締結後5日以内に、所定の様式で提出した。(約款第3条) ・法定福利費が1/2以上確保されている。	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-4 令和4年1月20日付け3建政技第328号
		24、25、26、27 ○施工体制台帳	・施工体制台帳及び作業員名簿を現場に備え付けるとともに、その写しを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書※1を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時)【現場備付の書類を確認】 ・施工体制台帳及び再下請負通知書に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入状況、外国人従事状況を記載している。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳作成建設工事の下請負人に対する通知の写しを現場に掲示している。 ・下請契約にあたり、標準見積書を活用した契約履行がされており、下請契約額の把握が適切に行われている。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-15 施工体制台帳の提出の確認日 当 初 年 月 日 1 回変更 年 月 日 2 回変更 年 月 日 3 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 ※1 施工体制台帳に利用可能 ・一次下請負金額総額 円 ・一次下請業者数 社 標準見積書未使用者 有 ・再下請業者数 社 標準見積書未使用者 有 ・元請企業の指導 有
		19、28 ○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを提出している。(施工時の当初、変更時) ・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時 1回/月程度) ・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時) ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-15 施工体系図の提出の確認日 当 初 年 月 日 1 回変更 年 月 日 2 回変更 年 月 日 3 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)					備 考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施 工 中					完成時	
1	I	○建設業許可標識 (建設業の許可票)	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)		(/) □					建設業法40条 R2.10～元請けのみの掲示で可	
		11 ○火災保険等及び 法定外労災保険の 付保 現場チェック時の所 見等	・保険契約の証券又はこれに替わるものにより確認できる。【現場備付の書類を確認】 施工体制一般 に関して 月 日 月 日 月 日	(/) □	(/) □					令和2年9月18日付け2建政技第210号 ※ 工事打合せ簿による提出は不要とする (R6.4.1から)	
	II	配置 技術者 ／ 現場 代理人	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				・現場代理人は、監督員等との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		建設業法第26条の2 ・土木一式工事又は建築一式工事において必要な場合。
			○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		13、19、24 ○監理技術者(主任 技術者)の専任 制 ※2 専任が必要な技術者 ・監理技術者 ・契約額4,000万円以上 の工事の主任技術者 ・低入札価格調査の 対象となった契約額 4,000万円未満の工事 の主任技術者	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	(/) □							監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名:
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	(/) □							○増員配置(必要な場合※2) 監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名:
			・主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)を1名増員して配置している※1	(/) □							※1 技術者の増員が必要な工事(専任) ・低入札価格調査の対象となった契約額 4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事 ・WTO案件で特別重点調査の対象となった工事
			・現場に専任していた。(施工時 1回／月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○登録基幹技能者	・講習修了証の内容を確認した。(着手前)	(/) ■							○登録基幹技能者名: (資格の種類:) (資格者番号:)
			・対象工種作業中、現場に配置している。(施工時適宜)	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■			
		○建設キャリアアップ システム 総合評価落れ方式 において加点して	・着手時に監督員と協議した内容を実施していることが確認できる	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■		
			○担当技術者	・担当技術者との対応が適切である。(発注者支援業務又は工事監督支援業務委託等の場合) (施工時適宜)	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■		(仕) 共通編1-1-1-10
		19、24、27 ○下請負者の把握	・下請負者が上田市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、入札参加停止期間中でない。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-14	
			・下請負者に市内企業を採用している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		市外企業を採用している場合 社 工種及び企業名	
			現場チェック時の所 見等	配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 に関して 月 日 月 日 月 日							
		2	I 施工 状況	32、33 ○設計図書の照査 等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
・現場との相違等の事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) □				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
20、39 ○施工計画書	・工事着手前(変更を含む)に、提出した。(着手前、変更時)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-6	
	・記載内容と現場施工方法とが一致している。(施工時適宜)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		全16項目、若しくは、監督員が必要と認めた項目が網羅されているか。	

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)					備 考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施 工 中					完成時	
2	I 施工 管理 状況	35、42~44、54~ 56、62~66 ○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・品質確保のための対策など施工に関する工夫が確認できる。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・日常の出来形、品質管理を適時・的確に実施している。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものがある。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		37、38、46 ○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-24		
			・工事打合せ簿を不足なく整理している。(完成時)					(/) □			
		○工事の着手	・工事開始日後、準備期間内(特記仕様書等に定めがない場合は30日)に工事に着手した。(着手時)	(/) □	着手日 (/)					(仕) 共通編1-1-1-12	
		○支給材料及び貸与品	・使用予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-21	
		7、22、23、26、 57、69、70、72 ○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員等に提示した。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-23
			■注意事項 残土搬出先： 要確認	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成(原則COBRIS利用)し提出した。	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	・再生資源利用(促進)計画を作成し、内容についての報告・説明がされている。(施工計画時・完成時)			(/) □							資源有効利用促進法省令の一部改正(令和5年1月1日施行)
	・再生資源利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げられている。(施工時適宜)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			資源有効利用促進法省令の一部改正(令和5年1月1日施行)
	・法第12条第1項に基づき、受注者から説明書のほか必要な書類が提出され、分別解体等が適切であることが確認できる。			(/) □							建設リサイクル法第12条
	・建設リサイクル法に関する告知書(発注者から提供された通知書の写しを添付)により、下請業者に対して告知している。 【現場備え付けの書類で確認】			(/) □	(/) □						建設リサイクル法第11条
	・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成していることがCOBRISにより確認できる。ただしEXCEL様式で作成している場合は、再資源化等報告書に添付し提出している。(完成時)								(/) □		
	20 ○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時 適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			(仕) 共通編1-1-1-42	
		51 ○過積載防止対策	・施工計画書に過積載防止対策の記載がありかつ適切である(着手前) ・施工計画に基づき過積載防止対策・点検を実施している(施工中) ・点検結果により過積載防止が確認できる(完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	現場チェック時の所見等	施工管理に関して 月 日 月 日 月 日									
		II 工程 管理	52 ○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程管理を行っている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、施工の停滞が見られない。(施工時適宜)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
・作業員の休日確保を行っていることが確認できる。(施工時適宜)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
現場チェック時の所見等	工程管理に関して 月 日 月 日 月 日										

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)					備 考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施 工 中					完成時
2 施 工 状 況	Ⅲ 安 全 対 策	20、48 ○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法 30条
			・店社パトロールを実施し、記録がある。(施工時 1回/月程度、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・安全教育・訓練等を半日以上/月 実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-37
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生規則 35条
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時、完成時)		(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	(/) ■	
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・地下埋設物及び架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		20、48 ○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		現場チェック時の所見等	安全対策に関して 月 日 月 日							
		Ⅳ 対 外 関 係	40 ○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □
・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。(施工時、完成時)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時、完成時)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
現場チェック時の所見等	対外関係に関して 月 日 月 日									
そ の 他	現場環境改善	23-1、72-1 ○現場環境改善費	・「現場環境改善費実施計画表」を提出している。(着手前)	(/) □						現場環境改善費の運用方法について(平成29年9月13日付け29建政技第160号)
		・実施状況写真が提出され、5つの内容が実施されたことが確認できる。(完成時)						(/) □		
	電子納品	16-0 ○施工条件に関わる実施希望	・請負金額1,500万円以上の場合、電子納品の希望の如何を指定様式により提出する。※金額未滿も受注者希望により可能	(/) □						市；別紙『実施希望調書』
		16 ○電子納品着手時、検査・納品前協議チェックシート	・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間で協議書にて確認する。 ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。	(/) □					(/) □	・(県)電子納品に係る実施要領 ・県の様式を利用「電子納品・電子検査事前協議チェックシート(土木工事用)(例)」
	週休2日	20、36、52 ○週休2日	・施工計画書に法定休日・所定休日を明記し週休2日実施計画を作成している(着手前)	(/) □						週休2日工事実施要領(令和2年3月2日付け元建政技第412号他) 仕様書1-1-1-6-1
		原則発注者指定	・週休2日を実施する掲示板を作成し、工事現場に設置している。(施工時1回程度)	(/) □						(完全週休2日・週休2日相当)
		・工事記録等に、現場閉所日が明記されており週休2日の達成を確認できる。(完成時)						(/) □	市「現場閉所計画・実績表」等	
ICT活用工事	○ICT活用工事	・実施内容について施工計画時に監督員と協議し、承認を得ている。	(/) ■						ICT活用工事の実施方針について	
	発注者指定又は受注者が希望する場合	・施工計画書通りの施工を行っている。また、しゅん工書類で確認できる。						(/) ■		